

佐賀市上下水道局広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市上下水道局広告掲載要綱第4条第3項に規定する広告掲載の範囲等に関する基準に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載を規制する業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に類するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種
- (6) 投機の商品に関する業種
- (7) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (9) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (10) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (11) 募金又は寄付金の募集に関するもの
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがあるもの
- (13) 暴力団等（本市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した「佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書」第2条第8号に規定する暴力団等をいう。）に該当するもの
- (14) 各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていないもの
- (15) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) 佐賀市（以下「本市」という。）から指名停止措置を受けているもの
- (17) 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (18) 水道料金、下水道使用料等を滞納しているもの
- (19) その他上下水道局の広報媒体に掲載することが不適当であると管理者が認め

るもの

(広告内容の一般基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと思えられる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力、ギャンブル、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの（選挙に関係するものを含む。）として、次のいずれかに該当するもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）
 - イ 公の選挙に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

- (6) 社会問題についての主義主張として、次のいずれかに該当するもの
 - ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法、返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示又は誤解を招くような表現
例：「世界一」、「最高」、「一番安い」、「永遠」等の表現（根拠となる資料が必要）
 - イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現
例：「今が・これが最後のチャンス」「あなただけ」等
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保障、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等に違反する業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ク 自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
 - コ 他人名義の広告
 - サ 責任の所在が明確でないもの
 - シ 広告の内容が明確でないもの
 - ス 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告掲載者又はその商品、サービス

等を推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証を行っている商品、サービス等に係るものを除く。）

例：「〇〇省認可」、「△△協会推薦」、「□□賞受賞」等の表示については、事実確認を行う。

セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現を含むもの

(10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性がないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと管理者が認めるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 品位を損なう表現のもの

イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ 債権取立て、示談引受け等に関するもの

オ 占い、運勢判断等に関するもの

カ 通貨及び郵便切手を模写したもの

キ 謝罪、釈明等に関するもの

ク 尋ね人、養子縁組等に関するもの

ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

コ 広告媒体の紙面、画面構成等を著しく損なうと認められるもの

サ 水道局及び佐賀市の業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

シ その他社会的に不適切なもの

(広告表示内容等に関する業種別基準)

第4条 広告の具体的な表示、内容等については、別表の各項目により検討し、掲載を判断するものとする。

(広告掲載者の優先順位)

第5条 広告掲載が適当と認められる者が予定の件数を超えたときは、次に掲げる優先順位に従い、広告掲載者を決定するものとする。ただし、競争入札による場合は、この限りではない。

(1) 第1位 国、政府関係機関、佐賀県、佐賀市その他公共団体

(2) 第2位 工事又は製造の請負、役務の提供、物品購入、業務委託等本市水道事業の運営上密接な関係を有する事業者等で、市内に事業所を有するもの

(3) 第3位 その他管理者が適当と認めるもの

2 前項の場合において、広告掲載が適当と認められる者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告仕様に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業種、商法、商品	表示内容等の制限
人材募集	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。 2 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。 3 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
語学教室等	<p>安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p> <p>例：「1か月で確実にマスターできる」、「どこよりも安い授業料」等</p>
学習塾・予備校・専門学校等	<ol style="list-style-type: none"> 1 合格率等実績を載せる場合は、客観的な根拠に基づいたもので、実績年も併せて表示する。 2 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類似する名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは掲載しない。
外国大学の日本校	<p>下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>
資格講座	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間の講習業者が「〇〇管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であるという誤解を招くような表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 2 その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 3 資格講座の募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 4 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
病院、診療所、助産所	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。</p>
施術所（あん摩マッ	<ol style="list-style-type: none"> 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

<p>サージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)</p>	<p>(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。</p> <p>2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載しない。</p>
<p>薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器</p>	<p>1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の効能・効果に関する表現については、「医薬品等適正広告基準」に定められた範囲でしか広告できない。</p> <p>2 薬事法(昭和35年法律第145号)第66条に規定する表示に該当すると認められる広告は掲載できない。</p> <p>3 医療機器については、厚生労働省の認可を確認し、承認番号を明記する。</p>
<p>健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p>	<p>1 健康食品については、効能・効果に関する表示は広告できない。</p> <p>2 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。</p> <p>3 広告掲載者は、薬事法第68条及び健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2並びに食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条の規定を遵守すること。</p>
<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>1 サービス全般(老人保健施設を除く)</p> <p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものに限る。</p> <p>(3) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>例:「〇〇市事業受託事業者」等</p> <p>2 老人保健施設</p> <p>介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。</p> <p>3 有料老人ホーム</p> <p>(1) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規</p>

	<p>定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>(2) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>(3) 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。</p> <p>4 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものに限る。</p> <p>(2) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤認を招くような表示はできない。</p>
不動産事業	<p>1 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>2 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>3 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等</p> <p>4 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制を遵守すること。</p>
墓地等	<p>都道府県知事又は市長の許可を取得しており、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。</p>
弁護士・税理士・公認会計士等	<p>広告掲載事項は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
旅行業	<p>1 企画旅行の広告は、登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p> <p>2 不当表示に注意する。 例：「白夜でない時期の「白夜旅行」」、「行程にない場所の写真」等</p>
雑誌・週刊誌等	<p>1 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>2 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>3 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。</p> <p>4 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件等の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p>

	<p>と。</p> <p>5 タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>6 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>7 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告は、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>8 公の秩序及び善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
映画・興業等	<p>1 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>2 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>5 ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>6 その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>7 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
古物商・リサイクルショップ等	<p>1 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等(古物営業や廃棄物処理業等)を受けていること。</p> <p>2 一般廃棄物処理業に係る許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例：「回収」、「引取り」、「処分」等</p>
結婚相談所・交際紹介業	<p>1 業界団体に加入していることを明記する（加盟証明が必要）。</p> <p>2 広告掲載事項は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p> <p>3 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること。</p>
通信販売業	<p>1 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、妥当と判断したものに限る。</p> <p>2 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条の規定を遵守すること。</p>

	3 返品等に関する規定が明確に表示されていること。
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	1 広告掲載事項は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 2 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する広告は掲載しない。
質屋・チケット等再販売業	1 広告掲載事項は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、個々の相場、金額等の表示はしない。 例：「ブランド〇〇〇のバック 50,000円」、「航空券 東京～福岡 15,000円」等 2 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム及び貸し収納業者	1 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、その旨を表示すること。 2 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等
ダイヤルサービス	ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認の上判断する。
宝石販売業	虚偽の表現に注意すること。 例：「メーカー希望小売価格の50%引き」（宝石には通常メーカー希望小売価格はない）等
規制業種の事業者による規制業種に関するもの以外の内容の広告	本基準第2条で定める規制業種に該当する事業者による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を判断する。
その他、表示等について注意を要するもの	1 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等 2 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 3 無料で参加・体験できるもの 一部費用負担がある場合には、その旨を明示すること。 例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要です」等 4 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

	<p>広告掲載者の法人格を明示し、法人名を明記する。また、所在地、連絡先の両方を明示し、連絡先は携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするため代表者名を明記する。</p> <p>5 肖像権及び著作権 無断使用がないか確認すること。</p> <p>6 アルコール飲料</p> <p>(1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例：「お酒は20歳を過ぎてから」等</p> <p>(2) 飲酒を誘発するような表現の禁止 例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等</p>
--	--

※ 不明なものは、関係法令等を所管する関係機関に確認するものとする。